

提瑞婷（中国 山東華信清算事務所）

司会者の指定に応じ、権裁判官と杉本純子教授からの興味深いご報告について、私がコメントをつけさせていただきます。お二方の入念な報告の準備と共有どうもありがとうございました。権裁判官から韓国における倒産電子訴訟の実践を系統的にかつ詳細に紹介していただき、杉本純子教授からは日本の裁判手続、特に倒産手続における電子化についてご報告していただき、どうもありがとうございました。インターネットと AI の発展に伴い、電子訴訟、モバイル電子訴訟のプラットフォームは、民事訴訟において、すでに比較的普及されており、倒産裁判において少しずつ運用されています。

一、倒産電子訴訟に関する韓日の実践

権裁判官が指摘するに、韓国は8年前から、すでに特許倒産電子訴訟制度を導入しており、現在、電子訴訟は、訴訟行為の新たな状態として定着されています。韓国の倒産電子訴訟は民事電子訴訟システムに基づき、倒産事件の特殊性と結合しつつ開発され、裁判所の裁判管理及び監督のため、当事者がその場でその都度情報を調べ法廷とコミュニケーションするため、かつ、社会が倒産裁判に対し十分に理解し、司法に対する信頼を増進するため便宜性をもたらすことを狙っています。倒産手続において電子訴訟方式を用いることで、債権者管理、事件を中心とした業務処理、電子化された不動産登記の委託、個人再生返済計画表の自動生成、電子訴訟記録の改善、コミュニケーション機能の強化等を実現することができます。韓国は、今後、持続的に電子訴訟の方式に関する開発および研究を進め、かつ裁判官審理の独立性を保つことに留意するでしょう。

山本純子教授が述べるに、裁判手続電子化の目標は、利用者の立場から、訴訟記録の電子化を全面的に実現することを前提とした裁判手続等の全面的な電子化、実質的観点から、民事裁判の基本原則について再び討論し、裁判官をはじめとする関連する人々の業務効率を向上させることです。山本純子教授は、債権届け、債権者会議等の各段階で、電子化、インターネット化の方式を取ることが、債権者と倒産管財人の負担を大幅に軽減し、倒産手続の順調かつ効率的な進行を有効に確保すると考えています。現在の日本において少なくない事件において電子訴訟を利用しており、また、そうした電子訴訟の宣伝を拡大し、電子訴訟をさらに活用するように推し広めています。

二、倒産電子訴訟に関する中国の実践

現在、中国の最高人民法院は、人民法院情報化建設を少しずつ改善し、電子送達、法廷審理記録、電子文書等の領域における改革を持続的に前進させ、また、顕著な効果を有しています。2018年4月9日に、最高人民法院情報センターの主要責任者である許建峰氏は、全国法院モバイル電子訴訟試点（訳注：試験的な実施場所）業務の記者会見で、「電子訴訟は、きっと、根本的な所から、公正な司法、人民のための司法を解決する重要な経路である」と述べました。

中国は倒産裁判領域においても電子化の探索と実践を進め、2016年8月1日に、最高人民法院「全国企業倒産情報プラットフォーム」（「倒産情報プラットフォーム」と省略）を本格的に発足させました。倒産情報プラットフォームは、最高人民法院情報センターと民事第二法廷が力を注いだ立ち上げたものですが、私自身の会社は運がよく倒産情報プラットフォームの整備に携わりました。このサイトでは、倒

産情報ネットの倒産事件（会社更生、清算、和解事件を含める）の裁判進行情報および広告、法律文書、債務者情報等の、倒産手続に関連する情報が総括的に公表されています。倒産情報プラットフォームは、全国企業倒産情報ネット、裁判官プラットフォームおよび管財人プラットフォームといった三つの部分からなっています。また、倒産情報ネットは、主に、四つの重要な機能を実現します。すなわち、会社更生企業の融資問題を解決すること、倒産事件の「立案」（訳注：裁判所で事件として受け付けること）問題を解決すること、倒産事件審理の透明性と公信力を向上させることおよび倒産法制を宣伝し社会の認知を引導することです。

倒産情報プラットフォームは、債権者、債務者企業、市場の投資者、他の利害関係者および人民法院を緊密に結び付けるため、企業倒産手続が効率よく、便利に開始するようにし、倒産事件の各段階の法的手続の正当性を確保し、法の定めによって公平に保護することを実現することができます。倒産情報プラットフォームは、裁判官と管財人の業務プラットフォームだけでなく、社会一般が倒産事件情報を獲得するインターネットプラットフォームであり、さらに倒産手続の中で各主体が参与できる司法的なプラットフォームでもあります。例えば、申立て人はインターネットで立案の予約を行い、法院が法に反して立案することを有効に監督する等があげられます。また、債権者会議を当該ネットで開催することができます。従来の倒産裁判モードのもとで、債権者会議の開催は、大量の時間とコストを費やしがちですが、インターネットを利用して開催された会議は、世界各地に分散されている債権者が地域や時間の制限を受けることなく、同じ時間で会議を開催し、倒産審理の費用を大いに節約し、倒産裁判の効率を高めます。

私が創設した清算会社は「クラウド生産プログラム管理システム」を研究・開発し、管財人の業務を管理し、管財人の業務を標準化、詳細化し、管財人業務の電子化、可視化を実現しました。現在、法院合議廷は、当該システムに登録し、管財人の業務を了承し、追跡し、かつ監督することができます。我々が管財人を担当する事件は全部、当該システムの中で進行され、複数のプロジェクトの同時操作、事件進行への直観的な追跡を実現し、事件のリスクを監督、管理することができます。これは我々の会社が倒産管財人業務の電子化に向けての試しと実践です。

三、示唆と意義

以上の紹介と対照を通じ、効率的、かつ全面的に当事者の利益を保護するため、事件を審理する信憑性を増進するため、各国は、倒産裁判方式の面で創造性を発揮しており、電子訴訟は、まさに、現在のモバイル通信発展に応答するための創造的な結果であります。しかし、倒産文化の影響のもとで、大衆に倒産電子訴訟を受け入れてもらうには、まだ、一定の時間が必要でしょう。わたしは権裁判官の観点にとっても賛成し、技術創造は裁判サービスのためであり、知能型訴訟は裁判官の判断を代替できないと思います。とくに倒産審理において存在する大量のコミュニケーション、自由裁量は、まさにそのとおりです。また、電子のプラットフォームを各参加者が効率的に手続に参加する道具とし、このプラットフォームを法院、債権者等の監督管財人が業務を行う道具とすることができます。我々は、引き続き、電子訴訟プラットフォームを研究し、推し広げるとともに、これを伴う裁判リスクを防止する必要があります。

再度、権裁判官と山本純子教授からの共有に感謝の言葉を申し上げます。みなさま、どうもありがとうございました。